

- (5) 適当な箇所に救急用具等（安衛則第633条、634条）を備えるとともに適正に管理すること。
- (6) 照明（安衛則第604条）及び換気（安衛則第601条）について必要な措置を講ずること。
- (7) 夜間に睡眠又は仮眠する必要があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所（安衛則第616条）を男女別に設けること。

この場合、休憩室、食堂、更衣所の近くにできるだけ洗面所、うがいの設備、洗濯の設備を設けるとともに、食堂、休憩室の床等の清掃については、特に留意すること。なお、入浴の設備（温水シャワーを含む。）を、できるだけ設けること。

4 健康診断の実施

清掃事業に従事している労働者については、雇入れ時の健康診断及び年1回の定期健康診断を確実に実施するとともに、特に焼却炉前作業、深夜業を含む業務等安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対しては、安衛則第45条第1項に規定する6月以内ごとに1回の定期健康診断を、また、塩酸等の鹵又はその支持組織に有害なガス、蒸気に常時暴露される場合には、歯科医師による6月以内ごとに1回の定期健康診断を行い、その健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図ること。

また、自覚症状の有無の検査には、その者の従事する業務の内容に応じ、重量物の取扱いに伴う腰痛症に関しての姿勢異常、圧痛点の有無、運動機能検査等を含めること。

以上の結果及びその結果に対する対策について、安全衛生委員会等で審議すること。

5 安全衛生教育の実施

次に示す安全衛生教育を実施すること。また、委託事業者に対しても、当該事業者の雇用する労働者に同様の安全衛生教育を実施するよう指導すること。

(1) 雇入れ時等の教育

労働者を雇入れ、又は作業内容を変更したときは、法第59条第1項及び第2項に規定する安全衛生教育を行うこと。この場合、教育すべき内容については安衛則第35条に規定する事項について行うこと。

特に、機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、昭和62年2月13日付け基発第60号「機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化について」の別添1の「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(1)に示される事項を含むこととし、また、メタンその他の可燃性ガスにより爆発火災のおそれがある施設における作業に就かせる場合においては、可燃性ガスの危険性、ガスの漏えい等異常時の措置等に関する事項を含むこととすること。

(2) 特別の教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項に規定する特別の教育を行うこと。

(3) 職長教育に準ずる教育

「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(2)に示される教育を行うこと。

(4) 能力向上教育等

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働災害の防止のための業務に従事する者及び危険又は有害な業務に現に従事している者に対して、新たな知識や技能が取得できるよう教育を行うこと。

6 就業制限等

(1) クレーンの運転等法第61条に規定する業務については、適法な資格を有する者以外の者を従事させないこと。

(2) 酸素欠乏危険作業等法第14条に規定する作業については、適法な資格を有する者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の所定の事項を行わせること。

7 定期自主検査等の実施

(1) ボイラー、クレーン、フォークリフト、フォークローダー等については、法第45条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておくこと。なお、クレーン等の補修、点検等に当たっては、墜落等の災害防止に留意すること。

(2) 機械式ごみ収集車については、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の4に示される定期自主点検（年次点検、月例点検、作業開始前点検）を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。

(3) 汚水、汚泥等が貯留され、ガス発生のおそれがある施設（以下、「ガス発生施設」という。）については、配管、バルブ、マンホール等について損傷、変形、腐食等の有無に関して定期的に点検を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。

第3 安全衛生作業基準の確立等

労働災害を防止するため、特に次のような事項について、各事業場及び各種作業の実態に応じた安全衛生作業基準を定め、これを関係労働者に徹底させるよう指導すること。

1 ごみ処理作業等

(1) ごみ収集作業

ごみ収集車、船舶等によるごみの収集及び運搬作業については、あらかじめ作業指揮者を定めて作業させること。

イ ごみ収集作業における一般的な安全衛生対策

(共通事項)

(イ) 作業前に準備体操をさせること。

(ロ) 履物は、安全その他滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを使用させること。

(ハ) 道路上で、作業を行わせる場合には、「反射チョッキ」を着用させる等により、労働者を識別しやすいようにすること。

(ニ) 手袋を使用させること。特に、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取

- り扱う場合においては、不浸透性の手袋等必要な保護具を使用させること。
- (ホ) 容器を持ち上げる際は、腰痛防止等に留意し、まず軽く持って重量を量り、自分の力に余るものは無理に1人で持たず、2人で運ぶようにさせること。
 - (ヘ) 容器が汚水等のために滑りやすくなっていないか、手を掛ける箇所が弱くないか、手を傷つけるようなものがないかを確認させること。
 - (ト) ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの又はガラス、容器のふた等踏抜き、つまずきの原因となるものを路上に落としたとき又はそれらが落ちているときには、その都度拾わせること。
 - (チ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。
 - (リ) ごみ収集車の排気孔の位置及び排出方向は、ごみ収集車から排気ガスが作業中の労働者に影響を与えないような位置又は方向とすること。
 - (ヌ) 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
 - (ル) 荷台にごみを過積みさせないこと。
- (機械式ごみ収集車以外の車両)
- (イ) ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な箇所に設け、荷台に乗り、又は荷台から降りる際には、これを用いさせること。
 - (ロ) 修理作業等のため、ごみ収集車の天がいになり又は天がいから降りる際は、はしご等を用いさせること。
 - (ハ) ごみ収集車の荷台上で容器の受取、積み込み作業を行う際には、荷台の中央側に背を向けて作業させること。
 - (ニ) 積み込み作業を行う際には、荷台上の者と地上の者に、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。
- (機械式ごみ収集車)
- (イ) ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する場合において、ごみを入れ過ぎないようにさせ、また、ごみを押し下したり、取り除いたりする必要があるときは、適当な補助具を使用させること。(作動中のホッパー内に身体を入れないこと。)
 - (ロ) 移動中は、メインスイッチ (P.T.O) を切ること。
 - (ハ) テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。
 - (ニ) 上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむを得ず入るときは、安全棒等を使用すること。
 - (ホ) テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。

ロ ごみの積替え作業

- (イ) 保護帽を着用させること。
- (ロ) ごみ収集車の荷台の上で誘導することを禁止すること。
- (ハ) ごみ収集車の後部ドアを開く際は、まず細めに開け、落下物の有無を確認してから全開させること。この際、正面を避け、側面の安全な位置で行わせること。
- (ニ) コンテナ収集車による積替え作業でのコンテナの脱着は、合図の上行わせること。
- (ホ) 大型公衆ごみ容器の積替えは、次により行わせること。
 - a ごみが散乱しないよう、ふたを完全にすること。
 - b クレーンを用いて積込みを行う場合は、容器をクレーンのフックに確実にかけて行うこと。
 - c クレーンを用いて容器のつり上げを行う場合は、容器の下に労働者を立ち入らせないこと。
- (ヘ) 船舶によるごみの積替えは、次により行わせること。
 - a 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
 - b 滑りやすい履物は使用させないこと。
 - c ごみの積替えに当たっては、船上の労働者と十分な合図の上行わせること。
 - d 運転中のクレーン等のバケットに接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。
- ハ ごみ収集作業に起因する交通労働災害の防止対策
 - (イ) 発車の際には、運転者は他の労働者に合図してから発車させること。
 - (ロ) ドアの開閉は、車内外の安全を確認してから行わせること。
 - (ハ) ドアを開けたままにしてごみ収集車を移動させないこと。
 - (ニ) 完全に停車しないうちに、ドアを開けたり、降りたりさせないこと。
 - (ホ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。
- (再掲)
- (ヘ) 作業中、必要に応じ、作業指揮者に通過車両を監視させ、通過車両の誘導、労働者の退避等危害を防止するための措置を講ずること。また、表示灯を設ける等の措置を講ずることにより、ごみ収集車の周辺の通過車両に対して作業中であることを明示すること。
- (ト) ごみ収集車の誘導に当たっては次によらせること。
 - a 誘導の合図は明確に行うこと。
 - b 運転者からよく見える安全な位置で誘導すること。
(原則として、前進の場合は運転者の反対側、後進の場合は運転者と同じ側とする。)
 - c 運転者に無断でごみ収集車の直後に立ち入らないこと。

ニ ごみ収集車の運行に起因する交通労働災害の防止対策

(イ) ごみ収集車各部について、始業点検を1日1回、その運行開始前に行わせること。

(ロ) 他の自動車の後ろを進行する際には、必要な車間距離を保たせること。

(ハ) 無理な追抜きや追越しを禁止すること。

(ニ) 交通量、積荷重量、路面、天候等の状態に適応した速度で運転させること。

(ホ) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを完全にかけさせること。特に、坂道においては、適当な車止めをする等ごみ収集車が移動しないよう必要な措置を講ずること。

(ヘ) その他交通関係法令を遵守させること。

ホ 点検、整備等

(イ) ごみ収集車の荷台、テールゲート等を上げて点検、整備等の作業を行う際には、荷台等の不意の降下を防止するため、安全支柱、安全棒等の確実な支えを行わせること。

(ロ) ごみ収集車の点検又は整備のため、路上で停車するときは昼夜兼用停止表示板等の安全対策を講じさせること。

(ハ) ごみ収集車のラジエーターのキャップを外す際は、噴出する蒸気、熱湯による火傷を負うおそれのないように必要な措置を講じさせること。

(ニ) 工具類は、適正に管理し、正しく使用させること。

(2) ごみ処理施設における作業

イ ごみ処理施設における作業の一般的な安全衛生対策

(ごみ収集車関係)

(イ) ごみ処理施設におけるごみ収集車等の誘導に当たっては、ピット内への転落を防止する等安全を十分に確保して行わせること。

(ロ) ごみの排出に当たっては、ごみ収集車のピット内への転落を防止するための措置を講ずるとともに、ごみ収集車を車止め等に打ち当てその衝撃を利用するごみの排出を禁止すること。

(ハ) ごみ投入時にダンプしても排出ができない場合には、安全な位置までごみ収集車を移動させてごみを取り除かせること。この場合、安全棒等の使用により、テールゲートの落下の防止措置を講じさせること。

(その他)

(イ) 安全その他滑り及び踏み抜きを防ぐ安全な履物を使用させること。

(ロ) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。

(ハ) 墜落、転落による災害を防止するため、高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所への昇降設備の設置、高さ2メートル以上の箇所、作業床の端、開口部等への囲い、手すり、覆いの設置等の必要な措置を講ずること。また、